

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第四十七条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることとはできない。</p>	<p>(職員) 第四十七条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回ることとはできない。</p>

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(平成十八年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

付録（第二条関係） $\frac{\text{満1歳に満たない園児の数} + \text{満1歳以上満3歳に     満たない園児の数} + \text{満3歳以上満4歳に満たない園     児の数} + \text{満4歳以上の園児の数}}{25}$	付録（第二条関係） $\frac{\text{満1歳に満たない園児の数} + \text{満1歳以上満3歳に     満たない園児の数} + \text{満3歳以上満4歳に満たない園     児の数} + \text{満4歳以上の園児の数}}{30}$
---	---

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼  
 保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ  
 く幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広  
 島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

改正後	改正前
付録（第十九条関係） $\frac{\text{満1歳未満の園児の数} + \text{満1歳以上満3歳未満の     園児の数} + \text{満3歳以上満4歳未満の園児の数} + \text{満     4歳以上の園児の数}}{25}$	付録（第十九条関係） $\frac{\text{満1歳未満の園児の数} + \text{満1歳以上満3歳未満の     園児の数} + \text{満3歳以上満4歳未満の園児の数} + \text{満     4歳以上の園児の数}}{30}$

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
 （児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
 正に伴う経過措置）
- 2 当分の間、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営  
 に関する基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、適用しない。この場合にお  
 いて、この条例による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関す  
 る基準を定める条例第四十七条第二項本文の規定は、この条例の施行の日以後において  
 も、なおその効力を有する。  
 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教  
 育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正に伴う経過措  
 置）
- 3 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な  
 提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を  
 定める条例付録の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例付録の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 当分の間、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例付録の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。